

第9回これからの地域福祉のあり方に関する研究会議事録

開催日：平成20年2月27日（水）

場 所：全国社会福祉協議会会議室

○大橋座長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第9回のこれからの地域福祉のあり方に関する研究会を始めさせていただきます。

年度末のお忙しいところを皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。まず事務局の方から、今日の出席の状況の確認をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

本日は今田委員、金井委員、木原委員、和田委員が所用により欠席です。

○大橋座長

今日は年度末ということもあって欠席が多いのですが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは前回皆様方から報告書の構成案についていろいろご意見をいただきました。短時間ではございましたが、その意見を踏まえて事務局で今回研究取りまとめ素案を確定いただきました。今日はその報告書作成に向けて取りまとめの素案についてご論議をいただきたいと思っております。

それではまず最初に中村局長からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村局長

委員の方には年度末のお忙しいところを集まっていたいただきまして本当にありがとうございます。いよいよ取りまとめということで、これまでのこの研究会での議論を踏まえまして、前回の構成案を土台にして作成してみましたので、どうぞよろしくお願いいたします。また、次回までに時間がありますので、今日出たご意見などを踏まえ、さらに良いものにしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは事務局から取りまとめの素案の説明を中村企画官からお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村企画官

では資料1と資料2に沿ってご説明をさせていただきます。まず資料1でございますが、本日お示しをいたします素案の骨格をまとめてございます。大きく三つの部分、一つが現状認識と課題設定、それを受けまして、地域福祉の意義と役割、さらにそれを受けまして、そういった地域福祉を推進するために必要な条件というこ

とで、それぞれの項目をまとめてございます。最後に留意すべき事項を何点か掲げてございます。

そういったことがある程度方向性が本日ご議論いただきましたら、今度は既存施策の見直しというものをつくってまいりたいと思いますが、今日のところは個別の既存設備のお話につきましては、この素案の中には入っておりません。それでは資料2でございますが、これが研究会取りまとめ（素案）でございます。このタイトルにつきましてもご議論をいただければと存じます。少し長いのですが、確認の意味も含めまして読み上げさせていただきたいと存じます。（資料読み上げ）

○大橋座長

ありがとうございます。前回の研究会から時間があまりない中で、大変丁寧にわかりやすく書いていただきました。前回、榊原委員からできるだけカタカナを使わずにわかりやすくと言っていたのですが、各委員から出た考え考え方を相当盛り込んでいただいて、易しくなっているかなと思っております。施策化の方向の部分については、まだ具体的には書いてないのですが、今後取り組む考え方がかなり整理されているなということを感じております。

さて、それでは自由にご論議をいただきたいと思いますが、多分今日一回で終わりませんので、木原委員が提出いただいた資料もございしますが、こういう形であっても結構ですし、メールでも結構ですが、事務局の方にいろんな形でご意見をいただければと思っております。したがって今日の中で全部が全部集約した論議ができなくても、そういう形でご意見をいただいて、今後これをもっと練り上げていきたいと思っております。

最終的には今日皆様にお諮りしますし、次回にも最終的に決めたいと思っておりますが、研究会の報告書のタイトルを、国民の方々に関心をもってもらえるようなパンチの利いたわかりやすいタイトルにというふうなことがありますので、お考えいただければありがたいというふうに思います。

それでは順次柱に即してご意見をいただきたいと思いますが、検討の経緯はよろしいかなと思っておりますが、2の今地域福祉を議論することの意味ということで、こういう点がどうだろうかということがあればいただきたいと思っております。

○佐藤委員

中側の方はよく書いていただいているのですが、一番最初のところを読んだところのイメージとして、地域福祉は住民が主体的にやるということであるというだけに、住民の側から見た時にひじょうに重たいイメージがある。制度からこぼれるような課題やいろんなことが出てきて、それに対応していかないといけないということであると、ひじょうに重たいイメージがする。

議論の中でも出てきていましたが、QOLの高い生活を維持していくために、制度サービスが整ってくる中で、より豊かに生活できるようにするというようなことでの地域福祉の機能も出てきていますし、例えば10ページの一番上のところなどをみると、そういう記述が具体的に出てきているわけですね。尊厳を支えるような生活を継続していくためには、地域の中で社会関係があったり、自己実現ができた

りというようなことが記述の中に出てきてますから、できれば最初のここの部分でも少しそういうことを引っ張っていただいて、もう少し明るい部分の打ち出しができる方が住民の皆さんが読まれる時のイメージとしては、ひじょうに初めからグッと重たくかかってくるというイメージがないのかなというのが一つです。

それと一番最後のところの部分で共助ということを出して行くわけですが、それが今までと同じように自助と公助、それと真ん中にある共助、その共助をどうしようかという議論ではなくて、公助を含むような新しい公というような言葉が議論の中でも出ていたと思うんですよ。そういう言葉を使って、もう少し幅広くとらえる、何か新しいものをつくり出すというイメージの打ち出しができないでしょうか。

当然その中で言うと、その公助の中にも住民がかかわるわけですから、例えば介護保険料を上げたり、税金をこれ以上払えないけれども、自分たちでいろんな活動をする中で具体的に地域社会をつくるという貢献の仕方と考えていこうということも考え方としてはあるわけで、そういう意味では公助の部分にも少し住民の皆さんも責任をもってかかわっていくということで、公助も含んだ新しい公みたいな共助を打ち出しができないのだろうか、というのがもう一点です。

それからこの中で地域福祉がシステムというふうに出てくるのですが、これまでの議論でいいますと、地域福祉というのは一つの考え方で、それを推進するためのシステムをここで考えるという議論ではなかったかと思うので、話の筋としてそういうふうな書きぶりにご訂正をいただけないかということ、以上3点ございます。

○大橋座長

今のご意見は、また事務局で検討いただきますが、最初の部分は社会福祉の歴史的な流れみたいなことでしょうか。農業社会を中心にした時には「相身互い」とか「お互いさま」とかというふうな相互扶助があったけれど、それが産業構造が変わる中で公助の部分がひじょうに強く出てこざるをえなかった。それで頑張ってくれたけど、それだけではないので、もう一度新しい「お互いさま」をつくっていきましようというようなことを入れて、何か今こういう公助だけではうまくいかないところが出てきたというぐらいならいいんでしょうか。あまりこの文章が、そもそもから始まっちゃうと大変な感じもするので。

○佐藤委員

せっかく公的なサービス提供の水準も上がっていて、そのQOL、生活の質みたいなところへ言及できるようになってきたということだと思っすね。そこを保障していくためには地域福祉という考え方が必要だというようなことが書き加えられないかということなんです。

○大橋座長

なるほど、救貧的な対策だけじゃなくて、もっと積極的に新しい社会づくりですかね。新しい社会哲学、QOL、そういうものをしていくためには、従来の「お互いさま」に戻るのではなくて、より高度な何からせん状に発展したようなものを

考える時期にもきているということですかね。だから行政のしりぬぐいだとか、そういうことをするのはないよということ強く出す、そういうことでよろしいですか。

○佐藤委員

はい。

○清原委員

今のご発言に触発されて二つのことについて申し上げます。最初のご提案のように、私は、今地域福祉を議論することの意味を考える時には、目の前にある課題というものがある、その解決のあり方として、「これからの地域福祉」という切り口を入れることによって広がる可能性というものを、ポジティブに私たちは議論してきたように思います。

それで今大橋座長が上手に言っていただいたように、「過去の地域社会のあり方に戻る」というのではなくて、むしろそれを基礎にしつつ、「新たな可能性」を含めて「らせん的に発展していく」あり方についてこれまで検討してきたように思います。そのようなことの例えば一つの象徴が、11ページの4の「住民が主体となり参加する場」のところで、例えば「住民による地域福祉活動は活動を通じて社会貢献ができ、自己実現ができる場でもある」という、「自己実現」というキーワードが何度か出てくるところにあります。地域福祉活動が、決して何か困っている対象者に対してお世話をするとか、そういうことだけではなくて、むしろその中で人々が生かされるという、そういう前向きな点を象徴した書きぶりが随所にありますので、それに適合的ではない表現を改めて、「今地域福祉を検討する意義」の中に一点入れていただければということについては同じ意見です。

もう一つ同じ意見は、「新たな公」、あるいは「新しい公」という表現をしてくださった点です。実は私が関わりました、国土交通省の国土審議会なんですが、新たな「国土形成計画」というのをまとめる時に、国土をどのようにつくっていくかという時の一つの進め方の中に、「新たな公」という概念が、明確に今回入りました。

その趣旨は、これは他の省のことで恐縮ですが、やはり国土の基盤となる地域社会というものを形成していく時には、もちろん各地域で、その広さは市町村単位であれ、都道府県単位であれ、さらに広域であれ、望ましい景観であれ、まちづくりであれ、それらを考えていく担い手は住民であり、そうしたものをより公益性、公共性のあるものとしてまとめていく時には、NPO等の担い手も重要な存在であるということの重視です。そこで、もし社会福祉でいうならば社会福祉法人あるいは医療法人等も入ってくると思うのですが、そうしたものが目標を「公のもの」として掲げた時に、もっと協働できる仕組みというのがあり得るはずだということ、前向きに、初めてだと思いますが、全国の国土形成計画の中で「新たな公」という章が明確に入りました。

私はそういうことはこの地域福祉の世界ではごくごく一般的なことなので、むしろ、改めては書かなかったのかもしれないというふうな思いもあります。私が他の省のことを申し上げたので恐縮ですが、今まで現実的に進めてきたのは福祉の領域

だと思しますので、そうしたような方向性を示すことによって、単に行政ができない部分を埋め合わせだけではなくて、むしろ「新たな公」のあり方を切り拓き、充実していく取り組みに従来の「共助」といったところが生かされるのではないかなというような、光が差すのではないかなというふうに思いました。

今後他の章の検討の時に私も申し上げたいと思っておりますのは、これからの地域福祉を考える時には、厚生労働省所管の部分だけではなくて、他のところとの連携とか、他の所管と思われる活動をされている市民の方との協働も意義あるものになってくると思います。ぜひ私も「新しい公」か「新たな公」か、その公というところの新たな視点を最初に入れておいていただくと、あとの章との整合性がより出るかなと、賛成の意見を二つ申し上げました。ありがとうございました。

○大橋座長

そうですね。この地域福祉を議論することの意味は、それはそれで大事にしながら、もっと積極的に 21 世紀の新しい社会システムの考え方とか、新しい社会のあり方に関する哲学だとか、それを一人一人を大事にして、その人たちの自己実現を生かして協働していく、第三の道的な考え方をもう少し強く出せという、こういうお二人の意見ですね。検討させていただきます。他にはいかがでしょうか。

○長谷川委員

内容的にはひじょうにすばらしい語句が並べられておりますので、結構なことだと思うのですが、地域福祉をより進めていく上においては、これからの次世代ということを考えますと、今は少子高齢化社会の中であって、次の世代に対していかにつないでいくのか、それは子供たちの食育であり福祉教育にかかってくるのではないかなというような気がいたしておりますが、そうした中でもって、前にも私は申し上げたかと思うのですが、地域福祉計画それぞれの地域でもって、市町村でもってつくられている中でもって、健康づくりがこれからは大切な重要な課題になってきていると思いますので、地域の中でそうした地域づくり、また地域ぐるみでもって健康づくりに対する風土づくりといいますか、そういうことも一つご提言をしていただければ、ここの中でもってご提言をしていただければひじょうにありがたいなという思いがいたします。

○大橋座長

話が後の方にも入ってしまいますが、確かに地域福祉を推進する担い手の住民というものをかなり想定して書き込んでありますが、どこかに子供たちもこれからの地域福祉の担い手になっていくという、そういう視点で大人との交流も含めて、今、福祉教育という言葉を使われましたが、そういうことも必要かもしれませんね。地域を愛することができる子供でしょうかね。

○三本松委員

1 ページの 2 の二つ目の○あたりのところなんですけど、全体の言葉遣いの問題にもなっていくと思うのですが、例えばここで制度の外にあるものとか、制度の谷間

にあるものという表現があるのですが、この辺が具体的に何を指すのかというところが、後ろの方を見ていっても、今までのこの研究会での議論もどうしても高齢者のところが中心になりがちだったということで、もう少し制度の外にあるものというところも、例えば制度では拾えないという言葉が後ろの方であったかと思えますし、制度化されていないとか、あるいは制度の谷間でニーズを抱える人々とか、もう少し何か具体的なイメージができるような表現にしていったらどうかというふうに思っています

○小林委員

全体の構成に関し、今回お示しいただいた資料1の素案の骨格のIの部分に三つのボックスがありますが、黄色の部分が地域の課題ということですね。その上の社会の変化のボックスと、下の方の福祉・医療政策の施策というのは、「外生変数」として外から地域に影響が及ぶように書かれています。それに対して地域の方は「内生変数」として、内部に問題が起きるというように整理されていると思います。

そう考えますと、最初の社会の変化のところは、これは人口が中心になっており、このところに費用が入ってくるというのはちょっと違うのではないかと思います。人口、世帯、企業、それから次の地域の変化、これは都市と農村みたいな区分けになっているのですが、ちょっとオーバーラップになっているような気がします。

3の地域の課題が、今の左側の薄い黄色で色を塗っていただいたところになると思うのですが、これの部分は、地域における多様な福祉課題、地域移行、住民の自己実現ニーズ、地域福祉の課題、となっており、ちょっと構成がわかりにくい。地域における生活課題と、地域そのものの課題というのは違うことではないかと思えます。また、ここに自己実現を入れるのは意味があると思うのですが、この辺の整理の仕方に何かイメージがあってもいいかなと思います。これらの課題が、IIのところでもどのように受けとめられるかという前提になりますので、その辺の関連がもう少しわかりやすくなるとよいと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。とりあえずは1ページ2ページぐらいのところはよろしゅうございませうか。それでは3ページ以降、今出ましたIIの現状認識と課題設定のところについては、ご意見はいかがでしょうか。

○河西委員

前回もお話がありましたように、これのまとめた報告書をどこに、誰にというお話がありました。国民にということになりますと、実は私はずっと勉強させていただきましてのである程度はわかるのですが、地域の住民が読んだ時に、果たして何をやるのだろうか、具体的なものの表示は全然ないなというふうな印象が強くなります。

これを提言する場合には、おそらく都道府県の行政、あるいは市町村の行政に向けてという狙いではないかなと伺えます。そして行政から私どもの地域に降りてくる時には、どうコーディネートしていくか、行政のコーディネート次第によってはこ

の提言がひじょうに生きてくるかなというふうに思うのですが、そうした具体的なところまで踏み込んだ提言をしていくのかどうかというものを聞きしてみたい。実はそのことを期待しながら出席させていただいているのですが。

○大橋座長

どういうふうにお答えしたらいいのか、一つは具体的な施策ということをごまかで書き込むかということについては、当然厚生労働省全体で考えないといけませんし、事柄によっては他の省庁とのすり合わせということもあるわけですので、私はそんなに具体的な施策の中身をここで書き込むことはそう単純ではないと思います。冒頭の方に多分検討会の報告があって、必要があれば社会保障審議会にかけて、また、なおかつ必要があれば法律改正なども視野に入れながら検討していかなければならないという話があったと思いますが、そういう意味ではこの検討会はやや抽象的すぎるかもしれませんが、これからの社会福祉のあり方みたいなものをきちんとやっぱり踏まえて方向づけていくということになるのでしょうか。

そういう意味では従来の救貧的な制度の拡充ということの限界が出てきていて、新しい社会システムづくりなり、新しい考え方が必要なんだということを少し国民にPRしたい、そのことも踏まえて既存の政策を見直しをするとすれば、どういうことがあるのかということで、少し出てくるだろうと、こういうふうに思うんですが、ですからここで何か華々しくこういうシステムで全面的に展開するぞというふうにはちょっとなりづらい部分が私はあるのかなというふうな、個人的には思っておりますが、それはまた後ほど局長に少しお話をいただくことにしたいと思います。とりあえずそんなところでよろしゅうございましょうか。

考え方としては、多分そういうニュアンスで書いていただいている、したがってあちこちに施策の見直しだとか、これから社会をつくる時の考え方がとか、そういうものが相当散りばめられて書かれているなというふうに私などは読んでいるのですが、それは社会福祉関係者だからそういうふうに見るのか、一般人が見たら何を言ってるかわからないとなるのか、この辺は榊原委員なり自治会の関係者がどうみるのかということも絡めてご意見をいただければと思っております。

○中村局長

今、私も大橋座長がおっしゃっていることと同じように考えているのですが、例えば具体的に考えますと、この報告書を受けて、例えば民生委員の制度というものは、じゃあ今こういうことで地域福祉を考えてやっていく場合に民生委員の役割というのは今まででよいのかどうかということ、この物差しで今度は民生委員のことについて考える。その時に、今、市町村の方々に民生委員を推薦していただいているが、推薦する方式としてじゃあ今の方式でいいのか、それから市によっては市長さんが任命されている福祉委員がありますが、それと民生委員との関係はどうするのかとか、そういうのを、この報告書ができたら物差しができるので、その物差しにしたがって制度の見直しを考えていかななくてはならない。

そうなりますとそれは民生委員児童委員協議会の方々と密接にご相談しなければならぬと思っておりますし、民生委員制度について知事ともご相談するし、市町村

長さんともご相談する、一つ一つの制度見直しをしていくということになりますと、民生委員はそうするという意味ではなくて、今度は関係の方々と突っ込んだ制度見直しの議論をしなければなりませんので、それが第二弾として出てくると思います。今やっけていただいているのは、その物差しづくりをしていただいているのかなと思っています。

中にも出ていましたが、市町村が中心で、市町村に頑張ってもらわなければならないと言っておりますが、例えば市町村で総合相談窓口を一本化していただくと簡単に書いてありますが、厚生労働省の法律では介護保険では地域包括支援センター、それから障害者自立支援法では相談支援事業をなさとか、いろんな法律ではその法律しかないかのように規定があるわけです。これを一本化しやすくすることは実はなかなか大変なことで、それをこの中では国はそういうこともちゃんと考えなさいと書いてありますので、例えば 17 ページに「国においても、市町村で柔軟な対応が可能となるよう、施策の設計や実施にあたっての配慮が求められる」となっていますが、これはやろうとするとえらい大騒ぎになる、大変なんです。

だけどそこをやらないとやったことにならないわけですが、まずそういうやらなければだめなんだよということをここでまとめているつもりでございます。まだそういう意味ではわかりにくいとか、ああそういうふうになっているのかという点がわかりにくいようであれば、もう少しわかりやすく書く努力はする必要があるかと思っております。したがってまず抽象的な感じも確かにするかもしれませんが、これでいわば方向性とする枠組みをつくっていただいて、その枠組みをつくったら、その枠組みにそって総施策の点検がされる、こういう考え方でございます。

○大橋座長

いかがですか。

○榊原委員

大変わかりやすくスッと読めるように修正していただいております。ありがとうございました。サーッと読めて、おかげさまでもう一回頭が整理できたような気がします。特に最初の方はとてもよくすっきり整理していただいております。

これまでやってきた福祉の中での取り組みというところで、地域社会の変化について、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等々書いてくださっているのですが、これを見て改めて気がつくのは、高齢者福祉のところは相当頑張ってきた、障害者福祉もまあとりあえず手はつけてある、児童福祉は3行というところだと思うんです。

これからの地域の取り組みを考える時に、やはりかつてもっていた地域の機能から抜け落ちてしまったうちの大きな一つが子供たちの育ちの支援、昔の言葉で言うと後継者の育成、集落であり、村であり、商店街の跡継ぎの育成のところを当然のようにみんなやってきたところが今ゴツゴツ落ちていて、そのところが全く足りないということも、もう少し明示的に書いていいのかなと思います。

これまでやってきたところの整理をしていただいているところはこれでいいと思うのですが、それで読めば大体わかると思うんですね。児童福祉がほとんど手が

ついていないということが。これからの福祉策の方向性または地域の課題の中で、やはり漏れているというところをきっちり書いていきたいなというふうに思います。

具体的には、例えば6ページの下の方に、フォーマルサービスだけでは対応できない生活課題というようにあげていただいている中であげられているものをみると、主に高齢者への目線が多いような気がするのですね。これは当然な課題としてあることなので、何ら否定するものではないのですが、それ以外に例えば子育てノイローゼとか、育児ノイローゼとか子育て不安といったものはひじょうに日本的な現象と言われている、そういったものも地域の中で起きているとか、あとはもうちょっと大きくなった若者たちの居場所がない、中高生以上の若者たちが居場所がなくて、コンビニの前でたむろしてしまっている状況というのも地域で起きている一つの課題、団地の公園で集まってワイワイやっていると言われていると騒音だ迷惑だと言われてしまうような状況があるという、居場所のなさも一つだと思いますし、また家族の中で頑張り支えあっているんだけど、中で起きているひきこもりであるとか、最近はそのさらに殺傷ざたにまでなっているような事件も起きているというような家庭内での問題、ああいったものも生活課題と言えるのかどうか、ちょっと難しいのですが、子供たちを自立させ、地域の支え手にもなっていつてもらわなければいけない存在であるのに、その前段のところでもつまづいている問題として拾っていない課題ではないかなと思います。

また、浮き彫りになっている生活課題ではないのですが、今の地域で明らかになっているのが、働き盛りの世代の不在という問題もあると思うんですね。寝るためには帰ってくるんだけど、日中は、とりわけ男性はもぬけの殻、そして今、共働き世帯が全世帯の半数以上になっているというぐらい、女性もそういった形で労働市場にとられていて、またなかなか拘束時間が長くて帰ってこれないという、働き盛り世代が地域からごっそりいなくなって脱け殻になっているところから、例えばお祭りの継承も難しかったり、PTAのやりくりが四苦八苦していたりというようなことも起きているというようなことへの指摘も何らかに入れていきたいなと思います。

まとめて言いますと、命の再生産をその地域の中でもきちっとやっていかないと、書かれているような高齢者や障害者やというようなニーズのある人たちへの支え合いということも当然できていけない、そのところもその地域として命の再生産、若者たちがきちっと育っていくような、そういった支えの機能ももつ必要があるということも入れたいなと思います。

○大橋座長

ありがとうございます。できるだけこの検討会の中で出された意見をかなり忠実に踏まえながら書いていったがために、逆に言うと検討会でやっぱり子育てとか、そういう部分が我々の中にも地域福祉と言ってる割にはやや十分ではなかった、先ほど長谷川委員が言われたのも同じようなことですが、あったということだと思います。

今の5ページのところは、例えば、児童虐待防止法もできていますし、児童福祉

法の改正で市町村の相談機能も出てまいりましたので、そういう制度改革の動向も少し始まっているぐらいのことは書き込めるかなと思いますし、それからこれからの課題としては、今出ましたが、命の再生産という言葉を使わせていただくか、あるいは子育て文化の世代間継承の断絶みたいなことにした方がいいのか、それはまた改めて相談させていただきますが、いずれにしても地域で子育てをしていく機能がうまく再生産できていないというところはすごく大きな問題として考えないといけない、それは多分地域の課題に入ってくるんだと思いますが、6ページで書くとか、あるいはどうしても子育てと言うと保育所になっちゃうんですね。今日の新聞でもそうですが、でも子育ての在宅福祉サービス、例えば核家族の産後ケアだとか、そういうような問題も結構大事な問題があるのではないだろうかと思うので、そこは少し書き加えさせていただきたいと思います。

それから地域で子供を育てるというのは、今文部科学省が随分学校支援地域対策本部をつくったりしていて、地域教育みたいなことを考えているので、その辺をどういう形で入れられるかというのは、他の省庁のことで難しいかもしれませんが、少し検討したいと思います。もっと言えば村を捨てる学力だったのか、村を育てる学力だったのかという論争がありますが、まさに地域のアイデンティティをもてるような、地域に居場所のあるような子育て文化をどうつくるかというか、施策をどうつくるかというのは大きな課題としては出しておいた方がいいかもしれません。

○清原委員

またカタカナ語を提案してしまうので、ちょっと気おくれしながらなんですが、昨年の後半ぐらいから、いわゆる労使ともに「ワークライフバランス」というキーワードを掲げられていて、国でも「ワークライフバランスの憲章」というのがつくられ、それを実施していくための推進の方策というものが労使双方で検討されています。つまり、使用者側というか、経営者側も、それから働く側もともに、働く時間と、そして暮らす時間のバランス、あるいはそこに価値をおき、意義をおくという「暮らし方」そのものの変革を求めるような気運が出てきています。

今、榊原委員がおっしゃいましたのは、次世代を担う子どもたちの命の再生産の場である地域社会であるだけではなくて、それを育ててきた世代も、また今現在育てている世代も、地域社会という中でいかにそれぞれの命が活かされ、人権が尊重され、そして充実した人生を送っていただくかという、大げさに言えばそれぞれの人生の舞台が地域社会の中にも位置づけられるということで、決して職業の場である企業だとか、あるいは様々な生業の場所だけではないということがこれからの地域福祉を考えていく時に重要な眼差しではなかったかなと思います。

それは皆様がそれぞれの現実社会の中で果たされている役割の中から、委員の皆様がおっしゃっていたことを総合すれば、決して何らかの問題があり、あるいは生活課題に直面している層だけに目配りをするのではなくて、そうした層が生きている地域社会の中で、今現実課題としては生活課題に直面しているわけではない人々が、よりよく活かされるために、活躍の場所というものを社会の中でより幅広く用意していくべき方向性がこれまで議論されてきたと思うんですね。

そこで、「ワークライフバランス」がこの研究会のキーワードの一つとして位置

づけられるのが、今の段階で望ましいかどうかは別として、やはりいわゆる職業、働く場所との調和を保つためにも、地域という場所がもう少し顕在化していくべきであるというようなことだと思います。そこで、今補強していただいた児童福祉の面もありますが、もし必要であれば、その労働時間の問題が補足的に説明されることによって、地域における重みの強化というか、均衡が保たればありがたいなと思いました。

それから次の点で一言だけ発言しますが、「現状認識と課題設定」が整理されると、必ずその課題についての何らかの解決が、3の「地域福祉の意義と役割」や、あるいは「推進するための条件」の中で整合していなければいけないというような意識が働いてしまうと思うのですが、私は現在のところでは、「現状認識と課題設定」の中で整理されているもののすべてに逐一、この後半でこういう対応ができますということが書かれていないにしても、後半で地域福祉の中にいわゆる「新しい公」とか「共助」のところが強化されることによって、解決の方向性が示される、というような書き方でよろしいかなとも思っています。この「現状認識と課題設定」のところに、きめ細かい目配りをしすぎて漏れがないかどうかということにはあまり緊張して臨まなくてもいいのではないかなというような思いもあります。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。榊原委員と清原委員が言われたことは、7ページの地域における活動を通じた住民の自己実現ニーズの高まりのところで、ワークライフバランスみたいなところを少し工夫ができれば、そういうようなことで考えられると思います。他にはどうでしょうか。

○佐藤委員

今の地域の中の課題の中で、一連いろいろ書いてあるのですが、その根底に新しい貧困と言われるような低所得の問題があるということです。少し表現としてはそれを出しておいて、それが地域で本当に解決できるかどうかという今の話にもつながりますが、後ろの方で多分両者の役割という中では、そのあたりの生活基盤整備をきちっとやるという記述を入れていただくということで、貧困の問題は入れておいていただく方がいいというふうに思いました。

○大橋座長

それは多分ある意味では全国一律同じようということではないけれど、地域特性によっては、地域の中で低所得の方々がかなり大きな問題になっていることは事実でしょうから、それは何か工夫をしておく必要があると思いますね。

○三本松委員

榊原委員、清原委員のご発言ともかかわると思うのですが、3ページの地域社会の変化のところで、この間もご指摘があったのですが、産業化・都市化の中でという、ここの産業化・都市化というのはやっぱりちょっと前の時代という感じがしますので、例えば高度成長期におけるというようなことを入れた上で、さらに成熟社

会を迎える中でという、この辺が今のワークライフバランスとかいろんな議論とかかわって、移動性とか流動性が今日高まっている中で生じてきている問題だというようなことを少し補ったらどうかなというように思いました。

それから4ページのところでコミュニティという言葉が出てくるのですが、この報告書の中でコミュニティとか地域社会という言葉を使い分けていくのかどうかということですね。ここのコミュニティなんかは、あるいはもう少し開いた言葉で支え合う関係とかネットワークとかというふうにしても、ここは通じるようなところじゃないかなというふうに感じまして、あとの12ページのところでコミュニティの再生という言葉も出てくるので、少しコミュニティ、地域社会の言葉遣いの整理をした方がいいのではないかと思います。

それから6ページ7ページにかけての3の地域の課題のところ、6ページの最初の〇のところ、フォーマルサービスだけでは対応できない生活課題とかという、この認識のところ、前回お話が出ていた情報という問題のこともここで触れたらどうかなというふうに思うのですが、情報提供とか保障が不十分なことによって不利益を生じているような人たちがいるんだというようなことです。

それから7ページで、3のところに入るのかもしれないのですが、少しちょっと質の違ったものとして、これもさらに議論が必要かもしれませんが、例えば地域での生活者として認知を得にくい人たち、具体的に言うとホームレスの人はどうなのかとか、ネットカフェ難民という言葉も今ありますが、それから外国人労働者なども、地域の住民というふうには果たして見ているのか、この地域福祉を考えるといった時に、そういう人たちの問題をどうするのかということもあるんじゃないかと思えます。以上です。

○大橋座長

情報提供の問題は、例えばコミュニケーション能力のインペアメントを抱えている人の問題と、それからいわゆる行政が一般的な形で情報提供しているんだけど、その情報をきちんと理解をして主体的に活用できる能力に十分でない人の問題とちょっと違いがあるのですよね。それから情報提供の仕方の問題もあるので、どれだけ書き込めるか難しいのですが、少し考えさせていただくことにいたしまして、コミュニティの方は確かにそうで、少し整理をするというところでしょうかね。それから社会福祉法の第4条の問題もあるのですが、地域社会で認知を得にくい人ということで、なかなか微妙な言葉ですよね。その辺をどうするかということですね。

○小林委員

さっきのことにつながるのですが、地域の課題の部分で、「地域における多様な福祉課題」と「地域福祉の課題」という項目立ては少し整理が必要かなという気がします。さっき申しましたように、地域全体の課題としては、安全、安心、防災のようなことを入れた方がいいんじゃないかと思えます。

○大橋座長

そうですね。安全安心の問題も随分出てまいりましたね。防災防犯ですね。それ

では先に行きたいのですが、私としては6ページのところで気になりますのは、④のサービス供給体制の多様化の中に、さらにボランティア活動の重要性も高まってきているとサラッと書いているのですが、ここは事情によってはボランティア活動は項目を起こすなりしておいた方がいいのかなという感じがしますね。ある意味でここに期待をしたいという部分もあるわけですし、それは少し検討させていただきたいと思います。

それでは9ページ以降のⅢの地域福祉の意義と役割のところでご意見がありましたらお願いします。

○小林委員

このところが多分これからの地域福祉のイメージをつくるひじょうに重要なポイントだと思います。9ページの3つ目のところは、「共助が公と私の谷間を埋める」という表現になっているのですが、これでいいのだろうか。共助はむしろ独自の価値をもち、それを支える人やシステムというような構成にしないとイメージがつかめないように思います。ここは問題点ではないでしょうか。

全体として、地域とか地域福祉というようなイメージをつくるのがこの部分ですね。共助の空間を地域の中に位置づける、支えあいの姿、生活課題、住民主体、ネットワークとなっていますが、この何か項目の出し方にもう少しイメージがだせないかという印象があります。

○大橋座長

Ⅱのところでも論議したことにかかわるわけですが、救貧制度的なところから発展してきた社会福祉制度は随分きちんとしてつくられているんだけど、それでもなおかつ制度で救えない人がいたり、谷間に人がいるよという側面で新しく考えなくちゃあいけないよということと、もっと積極的に新しい社会哲学なりシステムをつくる必要があるよということで、ここで言っている共助という考え方をつくっていくという二つ目の面ですね。

その後の方の部分でも谷間と言っちゃうとやや弱くなっちゃうので、これはもっと積極的に谷間じゃなくて、新しいシステム、社会哲学みたいなものだとすることを一番最初に佐藤委員なり清原委員が言われたことと同じ論法をここに少し書き込むということでしょうか。それはまた検討させていただきます。他にはいかがでしょうか。

○清原委員

実は先ほど局長も言ってくださったのですが、今後この少し包括的な一見抽象的に見えるかもしれない方向性を受けて、例えば民生委員のことも、あるいは国の補助金とか、あるいは人材の支援についても、今後再検討できる、そういう伏線というか、方向性というか、それがこの報告書の中から出てくるとおっしゃってくださったことは大切だと思います。そのあり方についてはⅣ以降に書かれているのですが、その前段のⅢのところ、私はやはり民生委員というか、今まで福祉の担い手をしてくださっていた方の活動について、少しでいいのですが、触れて

おいていただいた方がいかなと思います。

なぜなら 11 ページ以降、「住民が主体となり参加する場」「ネットワークで受けとめる」等々書いてある中に、「地縁団体と機能的団体との関係」や、「行政や事業者、専門家と住民との関係」が書かれているのですが、この中にぜひ今までの民生委員あるいは社会福祉協議会といった組織が関係するような記述が、検討会でもヒアリングもいたしましたので、あった方がいいし、委員の中にも関係者がいらっしゃるのでは、書いていただいた方がいいかなというふうに思っています。

というのは、その後「コーディネーターが必要である」「コーディネーター力の強化」というのがIV以降にあるのですが、そのコーディネーター予備群というか、そういう方たちの中には当然のことながら民生委員もいらっしゃると思いますし、新たな場づくりのところに社会福祉協議会がもっている、例えば三鷹市で言えばボランティアセンターだとか、連携して取り組んでいる「ほのぼのネット」と言われる、「いきいきサロン」のような取り組みのようところが息づいてくると思います。全く新たなものをつくり出すことだけが方向性ではなくて、今あるものの再検討、強化というか補強というか、そういうようなものの伏線が張られていけばいいかなと思います。

もう一つ、このところでは、「共助の空間」という表現になっています。「空間」という表現よりも地域の様々な「関係」の中に「共助の新しい関係」が生まれるとというイメージしやすいのですが、「空間」というと場所というのか、そういうイメージが一般的には強くなるのではないかなと思っています。私は日本語で言えば「関係」、英語で言えば「ネットワーク」なのか、「結びつき」というか「絆」というか、何かそんなような表現の方がいいのかなと思っています。もしそうでなくて「空間」という言葉を使うとするならば、何か説明が必要ではないかなと思いました。

もう一つは、私たちがこの間かなり重視してきたのが、7ページの③にある、顕在化しなくて「潜在してしまうような対象者」が地域社会の中にはいる、例えばひきこもりから孤立死に至る単身男性とか、消費者被害にあっても仕方ない認知症の一人暮らし、高齢者とか、あるいはここで書いていらっしゃる中にあるような、せつかく求めに応じられる仕組みが地域社会にあったとしても、それに応えられない層を、ちゃんと私たちは凝視して、地域福祉の対象者として顕在化するような仕組みもつくっていかねばいけないということだったと思うんです。そのことについてダイレクトに対応できるような記述を、このⅢの「地域福祉の意義と役割」の中には明確に示しておかなければいけないのではないかなと思います。

その時にこれは三鷹市の例なんですけど、例えば民生委員に私たちは市の「社会福祉委員」をお願いしているものですから、介護保険制度見直しの度に悉皆で 65 歳以上の市民を訪問していただいている、「介護保険のしおり」を配布していただく中で、178,000 人の人口の約 3 万人の方を訪問していただいているのです。その中から介護保険のサービスを受給していなくても潜在的に隠れていたニーズが把握されたりすることがあります。

それから老人クラブ活動とかシルバー人材センターの活動とか、その他のボランティア活動も含めて、町会自治体の活動の中からあぶり出されてくる例もあります。

私自身も、77 歳の方の敬老金は民生委員の方をお願いしていますが、市長として 88 歳、99 歳、100 歳以上の高齢者に敬老金を給付するという事業で、毎月 30 軒から 50 軒の高齢者宅を実際に訪問しています。その中から様々な問題がわかって、高齢者支援室につなぐとか、あるいは児童福祉につなぐとか、障害者福祉につなぐとかということをしているんですが、保健師、助産師の訪問の中で産後うつ病がわかったり、在宅の子育て支援が必要な例がわかったりということで、訪問をしていくというようなことが問題の顕在化を促すということがあります。最後に個人情報保護の問題等で問題提起もありますが、それに萎縮しないで訪問していく正当性をもつ民生委員という役割は、私はやっぱり重要だと思っています。何かその辺のことがこのⅢのところであつたわけつつ、Ⅳ、Ⅴと書かれていけばいいのではないかなと考えました。

○大橋座長

今の既存制度の評価なり役割をどう書き込むかというのは、全体にとってかなり重要な問題になってくるんだと思うんですね。もっと抽象化して書いておいた方がいいのか、というのは既存の制度それ自体をどう認識し評価するかということがあるので、例示的にこういうふうにやっていたらいいということを書くとするので、それだけでは済まない部分もあるので、特に一番最後に既存制度の見直しが出てきますので、まだ書き込まれてないので、それとのかかわりでどうするか、ちょっと考えさせてください。

それから空間という言葉は、今日は今田委員がいらっしゃらないのですが、確かに共助の関係性とか、共助の空間・関係性とか、そういう関係のもつ意味みたいなことですかね。もう少しこれは工夫させていただければと思いますね。ある意味ではハーバーマスのコミュニケーション理論みたいなことにもなってくるんだらうと思うんですが、そんなことをどう考えるかということでしょうかね。

もう一つ、アウトリーチとかサービス開発との絡みを言われてきたのが、言葉としては出てないのですが、その機能のもつ意味みたいなことですね。特に市町村の大きな役割がⅣのところから出てきますので、それとの関係ではどこまで書き込むかというのは少しあると思いますね。アウトリーチをもっとやっぱり積極的にして、ニーズキャッチをするということだとか、新しいサービス開発を企画するというようなことのもつ意味なのか、そんなことを少し考えさせていただければと思います。

○佐藤委員

この意義と役割の中で、地域福祉がもつひじょうに重要な役割である、予防の機能であるとか、早期発見・早期対応の機能ということを書き出しておく必要があるのではと思います。例えばいきいきサロンの参加者の食事の偏りに気がついて配食サービスを始めましたというような記述が出てくるのですが、解決に向けた取り組みをいろいろ住民の皆さんが考えてやることで、ただ単に解決の仕組みをつくるだけではなくて、その予防するとか、早期発見で早期対応するような仕組みをつくっていくとかという流れが出てくることに地域福祉はひじょうに大きな意味があるので、できればそういう記述をきちっと入れておいていただく方がいいというのが

一点です。

○大橋座長

わかりました。それは先ほどのアウトリーチのニーズキャッチの関係で、もしこれが考えられればと思います。

○三本松委員

二点ほどありますが、一点目は9ページの1の二つ目の○のところですが、自助はという説明があるところなんです、これを読んでいくと、自助の定義にもとれるのですが、この自助の定義で読むと、財産のあるものにとっては可能であるというふうに読むと、何か自助がすごく狭くなって、読み方によってはちょっとスティグマ性まで帯びてくるんじゃないかなというので、ちょっとこの書き方を工夫した方がいいのではないかということです。

○大橋座長

そこはぜひちょっと知恵を出して、こういうふうにして欲しいというアイデアをください。

○三本松委員

もう一点が12ページの三つ目のところですが、ここが住民にはノウハウや情報がないなどの限界がある。したがって行政や専門家というふうになっているのですが、これまでのこの研究会での事例などを考えてみると、住民組織はいろいろノウハウもあるし、また必要なのは、もしノウハウがないとした時に、そういう住民組織などに対して支援をしていくあり方なんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっとここが何かダイレクトになりすぎているんじゃないかというふうに感じました。

○中村局長

我々も報告書の構成の時から、この研究会の議論の時に、ちょっとその概念整理で悩んでいることがありまして、そこをご相談したいのですが、社会保障関係の議論として自助、共助、公助というのがかなり強く出されたのは1994年だったと思いますが、当時の厚生大臣のもとにつくられた福祉ビジョンというのが出されたのですが、そこでかなり言われたことなんですね。

その時の自助、共助、公助というのは、どちらかというとな財源論的な、社会保障の大きさをどのぐらいするのか、いわば言葉を変えますと高福祉高負担なのか、中福祉中負担なのか、低福祉低負担なのかという議論が一つありました。それからもう一つはいわゆる税方式でいくのか、社会保険方式でいくのかという議論、その二つの流れから絡み合って、自助というのはもう一つはサービスの利用者負担問題があって、その時のイメージは自助というのはもちろん小さな政府で低福祉低負担という議論が一つ、それからできるだけ社会保障の範囲を小さくして、自分でそれぞれ自己責任でやるという要素を出すかという議論、それに対して公助というのほど

っちかという税金でやるという議論、共助というのは社会保険なんだ、その時に介護制度をどうするかというのが念頭にあって、介護保険でいくのか、税の介護でいくのかというのが議論にあって、自助、公助、共助ということが強く言われて、それが学問的に正しいかどうかは別として、社会保障の関係者の議論、あるいは我が厚生労働省の中の議論かもしれませんが、そういう議論がかなりありました。

もう一つは、市場の失敗、ですからマーケットでやる、市場セクターと政府セクターがあって、市場の失敗もある、今田委員からも市場も失敗する、政府も失敗する、ボランティアも失敗する、その時の議論は世の中に3セクターあって、政府セクターと市場セクターと非営利セクターがあるという議論があったと思うんです。

非営利セクターがある、そしてNPOがその典型だという、こういう議論があって、どうも私ども議論していると、自助・公助という時に、その議論でいくと介護保険というのは実は共助というふうに大体分類されている、ある人はあれも自助だという人もいます。自分で保険料を出しているんだから自助なんじゃないかという論者もいるけど、基本的には公助とされている、それに対して公助というのは生活保護みたいなやつなんだ、こういう整理があるところではあるわけですね。

その時に市町村にあまねくサービスを提供する方法といった時に、市町村は介護保険でやっているのは、これは公助なのかというのは、書いていて恐縮ですが、ちょっとひっかかるなと思いながら書いているわけです。ですから自助・共助・公助ということで議論を整理するのか、マーケットと政府と、それから非営利セクターという形で整理するのか、その非営利といった時に事業者が入ってくるのか入ってこないのかとか、またこれはややこしいんですが、多少どっちの線で整理するかとやらないと、谷間を埋めるのが共助といった時に、その共助って何かというのは、ちょっと介護保険はどっちなんだとか言われるとウツと詰まるところもないわけでもないというので、もう一回大橋座長とも相談し、また今田委員のご議論と重なっているの、ご相談してみますが、ちょっとこの点はそういう議論も含めて大幅に直す可能性もあるということにさせていただきます。

○小林委員

今の局長のお話というのは、財源論でやるか、提供組織論でやるか、システム論でやるかによって違うという話ですね。これを地域福祉という観点からみると、どのパースペクティブから議論したらいいかが分かれば、違う視角からの公助・共助を打ち出せるのではないかということが第一点。もっと住民に近いイメージを共助という形で打ち出せないかというのが課題だと思います。

先ほど申し上げた点に戻りますが、この真ん中の部分は「コミュニティ再生の軸としての福祉」につながっていますので、真ん中の5つのボックスの内容が、何からの形で将来のコミュニティ再生につながるような構成をとれるとよいと思います。私の個人的な勝手な提案ですが、また、次のⅢのところの担い手という項目があるのですが、今コミュニティには、どういう住民がいるのかということと、住民の側から見た公助・共助という考え方を何かイメージとして打ち出せないかと思います。

例えば軸が、担い手あるいは住民、あるいはそのコミュニティの構成員、次は、

基本的なフィロソフィといえますか、考え方、哲学で、今日書いていただいたところでは、例えば 10 ページの上の二つの○の部分が含まれると思います。これに公助・共助・自助みたいなことを入れるかどうかというのが論点の一つだと思います。それから三番目はそれと関連する活動という領域で、これは個々の活動という意味と、見守りのような、いわばその住民がいることによって発生してくる役割のように考えてもいいのではないかと。活動の領域ですね。それからシステムとネットワークということで、最後にエリアという、5つくらいの構成にしてはどうかと思います。

このような福祉コミュニティが、どのように他のコミュニティ、教育コミュニティなどにつながって広い意味でのコミュニティを形成するというイメージができるかというのではないかと。思います。

○大橋座長

財源論だとか組織論だとかシステム論とか小林委員が言われましたが、多分そのシステムの関係性の問題をもっと強調して書いた方がいい、そこをもとにして自助・共助・公助と、こう言ってるよというふうにした方がここではわかりやすい、それを財源と提供組織論とかと書きちゃうとちょっと混乱するかもしれないということで、その辺でいくと三本松委員が言われたことは、関係性でいけばこれはこれでかまわないかもしれないということなので、それを拡大していっちゃうと、ちょっと何が何だかわからなくなっちゃうので、ちょっと整理をしていただきます。

今日、今田委員がいないのがちょっと残念なのですが、今田委員の意見も聞きながら、公助の空間という言葉が使われた時に、多分私は関係性のところなんだと思います。ハーバースマスなんか問題にしているようなところかなというふうに理解をしていたのですが、それでいいんですかね。局長も言われたので、この辺の部分は少し変わるということだし、文言なり表現の仕方は最後の最後までいろいろご意見をいただきたいと思いますので、基本的な考え方、構成はよろしいということであれば、そのまま進めさせていただきたいと思います。

それではⅢのところはよろしゅうございますか。

10 ページの上から二つ目の「これまでの福祉は、対象者を」と、こう言っているんですが、対象者とか当事者というのがどうもかつての救済的な施策の時の対象者とか当事者とかいう言葉その場合には使っているけど、果たしていいのかという、社会福祉法は福祉サービスを必要とするものとか、福祉サービスを利用するものとかというふうに分けているので、この辺の言葉は少しまたご意見があればいただきたいというふうに思いました。対象者というのはわかりやすいといえばわかりやすいんですけどね。

それではⅢは皆さんから意見は出ませんでしたけど、11 ページの「ネットワークで受け止める」というところが実は大変重要なわけですよ。関係性の中ではネットワークをどうつくるかとか、ネットワークの中でどういうふうに受けとめていくかとか、だからこそコーディネートという機能があるのですが、この辺も後ほどまたご意見があればいただきたいということで先に進めさせていただきます。

それでは 14 ページ以降のⅣの地域福祉を推進するために必要な条件ということ

で、前回かなり自治体の役割というようなことがあって、随分書き込んでいただいている部分があるんだろうと思いますね。17 ページに市町村の役割と書いていただきましたし、また運用の弾力化なども随分書き込んでいただいています。それではⅣのところについてのご意見があればどうぞ。

○長谷川委員

先ほどの清原委員からの話のような民生委員の仕事の内容、具体的なことというように私も思っておりましたが、それは最後の段階でもって既存施策の見直しのところでも出てくるのかなと思っていたのですが、ぜひまたそういうことも含めてお願いをしたいと思います。

いろいろと我々の方の仕事の中で、新しい仕事がどんどん日を追うごとに出てまいりまして、訪問活動そのものを例にとってもみても、来年のお正月から赤ちゃん訪問事業ということで、生後4カ月の赤ちゃんが生まれた家庭を我々が訪問しますという一つの制度というものも生まれてまいります。4 ページでもってオートロックのことがあったのですが、それというのもやはり呼び寄せ高齢者が多くなってきているから、急にポンと呼ばれて行ってもなかなか中には入れないという、そういう一つの前提があるわけなんです。やっぱり地域の中では今社会情勢がどんどん変わっていく中でもって、家族関係の変化が進んでおりまして、日中1人でいるお年寄りとか、老夫婦だけの家庭がひじょうに増えているわけですから、それらの関係ということも考えますと、地域福祉の中でお互いの顔の見える環境づくりということが必要じゃないのかなと思います。そういうことで、顔の見える環境づくりをぜひ一つ項目に入れていただくというのが方策の中でご提言いただければありがたいなというふうに思います。

○大橋座長

先ほど場を確保するとか、そういうところを書いてあるので、その辺に場のもつ意味みたいなようなこと、さっき居場所の問題もあるのですが、顔の見える関係性だとか、何かそんな表現なんではなかろうかね、少し工夫をさせていただきますし、先ほどのアウトリーチはこの14 ページのところを書いてあるので、結構全体をみると散らばっているんですね。ただ、その部分だけどうしても論議の仕方が柱ごとにやっているから足りないよという面もありますが、全体をみるとそれなりにあるので、その辺は向こうにあるのをこっちへもってきた方がいいとか、こっちにあるのを向こうにもっていた方がいいとかということも含めて、後でご意見をいただければと思います。

今の長谷川委員のところは15 ページのところの活動の拠点とか、そういうところのもつ意味の中に少し説明をするというようなことでしょうか。

○佐藤委員

まず1番目の住民主体を確保する条件があることということに二つ〇があるのですが、もう一つ、それと先ほどお話が出ておりましたが、福祉教育であるとか、福祉学習であるとか、それから提供をちゃんと受けて必要な情報を得るということ

ですね、それがないとやっぱり解決していけないわけですから、記述としてそういうものを入れていただく方がいいというのが一点です。

それから二番目の課題の発見のためにということで、課題発見が動いていくわけですが、その課題を発見して解決にいきなり結びつくという話し、個別のケースでいくとそういう動きになるのですが、もう一つ、課題を共有化をして共同の課題として地域の資源をつくっていくというような動きにつながっていくという意味では、その課題を共有をして、お互い自分たちの問題だとして一緒に考えるというようなプロセスが間に入る、そういうプロセスが入ることが、例えばこの範囲の問題の中で出てくる中学校区や小学校区という少し広い範囲でとらえて課題を共有化をしていくというようなことだと思います。

基本的にはその見守りの活動であるとか、細かな地域の動きを察知しながら具体的に援助するとかということやはり自治会範囲ぐらいの狭い範囲ということで、この中でも随分議論が出ていました。そしてそれとは別にもう一つ広い小学校区なり中学校区なりの範囲をもってくるという意味では、そこが適切であるということを押さえる意味でも、その課題の共有化、もしくは共同化みたいなことを文言として入れていただく必要があるということを感じました。以上です。

○大橋座長

先ほど長谷川委員が言われたのは、14 ページの下の圏域です。佐藤委員が言われたのもそこなので、その辺のところ、圏域を柔軟に考えながら、そこにおける関係性のもつ意味みたいなものを少し書き加えた方がいいと、こういうことでいいでしょうか。

○清原委員

例えば、私たちが直面している課題というのは、世帯ごとをみた時に、高齢者が深刻な介護ニーズがある場合には介護のニーズに対応する世帯と位置づけられて、それが仮に同居しているにせよ、していないにせよ、なぜそうした介護ニーズが生ずるかといったら、他の世代が子育て、あるいは職業上の問題に直面しているとかという複合的なことがありますね。

そのことについてかなり今回も問題の複合性についても触れられているのですが、同様にそれを解決していく時に、担い手というところで例示されていることなんですが、活動の核となる人材がPTAや青少年団体など、福祉に限らず他の様々な活動を通して云々というふうにありますね。

これらの例が象徴的なんですが、例えば、民生委員でも就任する前に何をされていたかといったら、PTAの経験者であったり、あるいは三鷹市の場合だと青少年問題の対策地区委員会の委員であったり、交通問題の対策の地区委員会委員であったり、子ども会を指導しているボランティアであったり、それぞれ何らかの経験をされていて、民生委員に推薦されるというようなことがあります。

他にも保護司の前歴をみても、そうした地域の何からの活動をされている方とか、人権擁護委員でも行政相談委員でも、何らかの別の専門以外の活躍をされている例があります。そうしたことで幅広く考えますと、必ずしも児童館で支援している人

が大人ではなくて、三鷹だと中高生が小学校の児童に対して遊びのボランティアをしているとか、世代的にも年代的にも、あるいは属性的にもかなり広範に潜在的なこうしたいわゆる「共助の取り組み」に参加できる担い手というのはいるようなんですね。

その時に、私たちは地域の取り組みですから、その支援となる財源が、前の活動資金にかかることですが、厚生労働省の枠組みであろうが、文部科学省の枠組みであろうが、それを私たちはかなり総合的包括的に考えながら市民ニーズにかなった仕組みをつくっていきます。したがって一方で担い手については多様性を尊重しつつ、コーディネートしている役割を、ある場合には自治体が果たしたり、ある場合には民生委員にお願いしたり、ある場合には社会福祉協議会にお願いしたり、あるいは独自に今後は地域福祉のリーダーを養成していくということで、幅広く求めていくというところをかなり手厚く書いていただければと思います。

あわせて 17 ページの 6 の市町村の役割というところで、改めて「場の提供」においても、あるいは「機会の提供」においても、あるいは「連携の提供」においても、フォーマルサービスを中核としたサービスのコーディネートにおいても、自治体が大変重要な役割を担っているという、この記述について、私は不足はないのですが、実は最後の○の 5 番目の「国においても市町村で柔軟な対応が可能となるよう、施策の設計や実施にあたっての配慮が求められる」という 2 行というのは、かなり革命的というか、改革的な記述で、私はこれを心から応援したいと思っております。地域福祉包括補助金的な用語にしてしまえばちょっと狭くて恐縮ですが、実は中身には相当豊潤な可能性を秘めた、そんな方向が今後検討されていくことは実は本当に重要なことです。財源論についてはすぐ市町村にはね返ってくるので、言及はこれ以上避けたいと思いながら、実は国と市町村との関係で、地方分権の中、このような包括補助金的な発想がもし提案され検討されるとするならば、私は「新しい公」、「新たな公」の実現可能性をかなり高めるものだと思います。

ただ、留意点のところ、公共性とか公平性とか最適性の判断基準を、いかにこうした仕組みができた時に、私たちが公共団体として担保していくか、そして国がそれを保障していくかということについての吟味というのは、課題としては残されます。でもそれを十分配慮しつつ、思い切った方向性が出されるとするならば、私は本当に大いなる改革ではないかなと受けとめました。

○大橋座長

全国 1,800 自治体が清原市長と同じように考えてくださればよろしいのですが、そうではないので、この辺は柔軟にと言いながら、一方では全国民の底上げをどうするかということでは、まあ留意点の方にある意味ではサービス水準の評価の機能みたいなものをどうするかなんていうのを大胆に書き込まないと、市町村のアドミニストレーション機能が見えなくなっているんですね。

それで私なども地域福祉計画が今 10 年前と随分違うなと思うのは、市町村のソーシャルアドミニストレーション能力をどうするかということが大事で、その一つはやっぱりサービスの水準向上なんですよ。それから人材の研修なんですよ。そういう機能をやっぱりきちっと書き込まないといけないと思います。

○清原委員

実はその4のところには既存政策の見直しのところに検証というのが明確に書いてあるのですが、実は既存施策だけじゃなくて、私たちが提案しているこれからの地域福祉のあり方によって生まれる新しい事業とか政策についても、たえざる検証というのが必要で、それも事後評価も重要ですが、第三者評価とか、そういう仕組みをしっかりと福祉の領域の中で確立していかなければいけない。そうでなければ地域福祉の中の「新しい公」、いい意味での支えあいの仕組みというのが、いわゆるサービスを必要としている方の視点に立って成り立たないのではないかなということで、今大橋座長がはっきり言っていたように、基礎自治体も、あるいは事業者も、ボランティア団体も、すべてそうした事後評価と第三者評価にたえ得る検証の仕組みというのは、きちんと明記していただくことは必要だと思います。

○小林委員

Ⅳの構成は、1、2、3、4、5、6となっており、これは市町村の役割と、その前に書いてある条件・方策でなりたっていますが、それぞれは誰がその役割を果たすのですか。市町村がやることと、条件があることというのはどういう関係があるのでしょうか。全体にここは何か市町村の役割が全部とも見えるし、そうではなくて、この黄色のところは誰か別の人たちがやるようにも見えます。条件というのは政策に結びつく部分ですから、もう少し整理していただいた方がいいのではないかという気がします。

○大橋座長

例えば、14ページの住民主体を確保する条件があることというのは、これは必ずしも行政だけでできるわけじゃない、自分自身も考えて欲しいし、地域福祉の中核的推進である社協もこういうことも考えて欲しいとか、そういうことをもう少し大きく言ってるから、そういう大きなことを言いながら、最後はやっぱり一番大事なところは市町村行政だよという流れなんだと思いますけどね。

○小林委員

特に計画を入れていただいたのはすごくいいと思いますね。計画はかなりやっぱり全体を担保するひじょうに重要なところですので。

○大橋座長

だから計画の中身などもどこまで書き込めるかというのがありますが、さっき出たようにアウトソーシングが随分増えてくればくるほど、民間のサービス事業者が増えてくればくるほど、市町村の行政の責務というのはきちんと全体を見たアドミニストレーションの機能をもたなくちゃいけない、そのアドミニストレーションの機能が何なのかということが論議しきれてないんですね。今回はそこまで踏み込めるかどうかわかりませんが、いずれにしてもそういうことを少し整理をしたいと思います。

○河西委員

担い手のところで、人材の育成というところで、実は即人材にはならないかもしれませんが、いわゆる教育という場面で、学校教育の中にも福祉といいますか、ボランティア精神といいますか、そういう教育の場があってもいいのではないかな。私ども活動の中でもボランティア体験の受け入れというのは積極的にやっていますが、その辺の担い手の育成の中で入れていただければと思います。

○大橋座長

それは先ほど長谷川委員も言われたことですので整理いたします。

○佐藤委員

コーディネーターという部分、ここで見てますと個別支援を調整をするという役割は出てくるのですが、その中で先ほども言いましたように課題を共有化するとか、その中から資源をつくっていくとかということをしようと思うと、その個別の援助だけではなくて、コミュニティワークの機能を合わせてもっていかないといけないだろう、そういう記述を少し入れていただければと思います。

○大橋座長

それはコミュニティワークなのか、コミュニティソーシャルワークなのか、これだけ個別援助というと、コミュニティワークですか、コミュニティソーシャルワークですか。

○佐藤委員

コミュニティソーシャルワークということであると、ソーシャルワークの機能だけではなくもう一つの抱き合わせのコミュニティワークの部分も機能としては必要だというイメージです。

○三本松委員

表現のところだけなんですけど、14 ページの2の最初の○のところで、「自ら問題解決に向かうことのできない人の問題」というふうに書いてあるのですが、これは10 ページの先ほど大橋座長が指摘した対象者のところで、何々ができない人と一面的にとらえることはないというふうに書いてあるので、ちょっとこの辺を注意した方がいいんじゃないかということと、もう一つが15ページの最初の○のところで、「地域福祉は・・・である」というふうになっていて、これも読み方によると定義になってしまうので、ちょっと書き方を考えていただきたい。

○大橋座長

ありがとうございました。いろいろあろうかと思いますが、19 ページ以降の留意すべき事項は、もう時間の関係で次回にやらせていただくことにしたいと思います。冒頭に話をしましたが、タイトル自体も今日時間があれば皆さんにお諮り

したいと思っていたのですが、次回に論議をさせていただきたい、については少し考えてきていただきたいと思います。インパクトのある国民向けのメッセージと、社会福祉関係者にもう一度考え直して欲しいということはどういうメッセージを出すかというようなことですが、必要があれば皆さんに投票していただいて、こういうテーマがいいとか、タイトルがいいとかということにしたいと思いますので、考えてきてください。

それから語句だとか表現だとか、そういうものの妥当性がいろいろあるかと思えます。それはまた事務局の方にお寄せいただければと思います。それから文書でメールやあるいはファックスでも結構ですので、事務局の方にいろいろ意見があれば、こういうのはどうだろうかということでお寄せいただければありがたいと思えます。それでは局長どうぞよろしくお願ひします。

○中村局長

また作業させていただきますので、時間が限られておりましたので、ご意見をいただけない委員の方も多かったのではないかと思いますので、あるいは細かい点でこの場で発言するまでもないというようなこともあるのではないかと思いますので、ぜひお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○大橋座長

それでは事務局の方からよろしくお願ひいたします。

○事務局

次回は3月14日(金)の10時から12時まで、厚生労働省の会議室になります。

○大橋座長

ありがとうございました。今度は今回と違って次回まで少し時間がありますので、いろいろまた事務局で作業していただけるかと思えますので、先ほど局長も言われましたようにいろいろ意見を率直に言っていただければありがたいと思えます。それでは第9回の会合をこれでおしまいにさせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)